

令和3年度「個店連携応援事業」募集要項

熊谷市では、市内の商業者グループによる共同事業を支援する「熊谷市個店連携応援事業」を実施します。

◆募集期間等

令和3年4月5日（月）～9月30日（木）

受付場所：熊谷市産業振興部商工業振興課

◆事業の目的

意欲とアイデアのある市内の商業者グループが実施する事業を支援することで、新たな連携・協働や先進的かつ意欲的な事業を創出し、市内商業が活性化していくことを目的とする。

◆応募資格

市内に店舗及び事業所を有する、意欲とアイデアのある中小企業商業者が3者以上集まり、共通の目的の下に活動する任意団体であること。

※ここでいう中小企業商業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）のサービス業及び小売業を指します。

	中小小売商業者	中小サービス業者
資本金	5千万円以下	5千万円以下
常時使用する従業員の数	50人以下	100人以下

注意)

- ・同一経営の店舗または事業所に属する商業者同士が、1事業の参加商業者として構成することは認めない。
- ・1商業者が同一年度の複数事業において参加商業者となることは認めるが、代表者になる事業は1つに限定し、かつ構成商業者となるのは2事業を上限とする。

◆支援内容

①支援事業の事例について

○新たに実施する共同事業に係る経費

【事例】・情報発信事業（マップ、リーフレットの作成など）

・共同販売促進イベントの実施 ・共同ブランドの商品開発と販売促進 等

○新型コロナウイルス感染症への対応

・新型コロナウイルスを契機として、新たに取り組む連携事業

・経済活動と感染拡大防止の両立を図る事業

※感染拡大防止とは・・・従来の活動と比べて「3つの密」を減らすこと等

【事例】・地域で連携した宅配サービス等を開始

・感染拡大の防止対策を行ったイベントの実施 等

②経費の支援

・補助率 2/3以内 ・補助限度額 50万円

（算出した補助金額の1,000円未満の端数は切り捨て）

③支援対象となったグループが翌年度以降に事業を実施する場合

- ・同一事業での実施期間は最長で2年間とする。

④事業に対して他の収入がある場合

- ・事業に対する収入（寄附金や会費等）がある場合は、経費から控除する。
- ・国、地方公共団体及び、市の外郭団体から、他の制度による補助等を受ける場合は、対象外となる。

◆支援対象となる期間

補助金交付決定日から令和4年2月28日まで

※支援対象事業については、令和4年2月28日までに終了すること
期間内に事業が完了しない場合、補助金が交付されない場合がある。

◆申込み

支援を希望するグループは、まずは商工業振興課（本庁舎7F）に来課し相談を行う。その際に申請書類を渡すので、改めて商工業振興課に提出すること。

- ・「個店連携応援事業補助金交付申請書」（様式第1号）
- ・「個店連携応援事業補助金事業計画書」（様式第2号）
- ・「個店連携応援事業補助経費明細計画書」（様式第3号）
- ・【法人の場合】法人市民税の納税証明書（写し可・3ヶ月以内のもの）
- ・【個人の場合】市民税の納税証明書（写し可・3ヶ月以内のもの）
- ・実施に要する経費に係る見積書（写し可・名義が申請者・グループ名と同一のものに限る）
- ・その他必要な書類
例：グループ構成事業者の店舗案内パンフレット、共同事業に関する資料 など
- ・暴力団でないことの宣誓書

◆募集件数

予算の範囲内とする。終了後は申請を受け付けない。

◆留意事項

- ・提出された関係書類は、採択の可否に関わらず返却しない。
- ・申請書を提出後、確認のため追加書類の提出や説明を求める場合がある。
- ・対象経費の算出に当たっては、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないよう実行可能性等を十分検討すること。

◆審査

- ・支援グループを選定するために書類審査を行う。また、必要に応じてヒアリングやプレゼンテーションを実施し、出席を求めることがある。
- ・審査後、申請日から2週間程度で交付決定を行うので、通知が来るまで発注等をしないこと。

※審査の視点は、次のとおり

- ① 熊谷市の商業の活性化に結びつくものであるか
- ② 連携をきっかけとしたグループの参加店舗の経営を強化させるものであるか
- ③ 取組に対して補助金が効率的に使用されているか

- ④ 多様な業種・団体と連携しているか
- ⑤ 地域活性化への波及効果があるか

◆振込先の特記事項

補助対象グループに対する補助金は、原則代表店舗名または代表者の個人の振込口座とする。なお、個店連携応援事業補助金事業計画書（様式第2号）に、代表者への振込に対して全参加商業者が権限を委任する旨の自筆・押印を必須とする。

◀ 別表 補助対象経費 ▶

地域活性化のため、可能な限り市内事業者に発注するよう努めること。

補助対象経費	具体例
報償費	専門家謝金
需用費	印刷製本費 消耗品費 飲食代（会議費、イベント等の当日弁当代等）
役務費	郵便料 各種保険料 広告宣伝費
委託料	新製品・新サービス開発に要する経費 会場設営費
使用料及び賃借料	会場使用料 参加費
その他、共同販売促進に必要な経費として認められたもの	

※実績報告時に領収書等による支払を確認できるもののみを対象とする。

なお、インターネット取引の場合は、通帳等決済が事後に確認できる書類も併せて提出すること。

【対象外経費の例】

- ・ 契約から支払までの一連の手続きが、補助金交付決定日から令和4年2月28日までに完結しない場合
- ・ 補助事業に係る見積書、請求書、領収書等の帳票類が不備の場合
- ・ 通常業務・取引と混同して支払が行われている場合
- ・ 一つの案件の中に複数の契約が混在する場合
- ・ 「会議費」としての飲食代
- ・ イベントの主旨とは関係ない酒・たばこ類の購入
- ・ 施設の整備に係る費用（例：防犯灯の設置、大規模な店舗改装）
- ・ 自社社員（パート等含む）の直接人件費
- ・ リース・レンタルについて助成対象期間外の期間に係る経費
- ・ 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

◆問合せ

熊谷市 産業振興部 商工業振興課 商業振興係

TEL 048-524-1111（内線309）

FAX 048-525-9335